

申請に対する処分

処分名	鳥獣の飼養に係る登録票交付
根拠法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条
所管課	産業振興部農林振興課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

ア 愛がんのための飼養の目的で許可を受けて捕獲した鳥獣を飼養しようとする人

イ 現に登録を受けている人又は登録鳥獣を当該登録鳥獣に係る登録票とともに譲受け又は引き受けをした人で、登録の更新をしようとする人

(2) 申請の方法

ア 新たに鳥獣を飼養しようとする人は、鳥獣の飼養に係る登録票交付申請書に当該鳥獣の捕獲に係る許可証の写しを添えて市長に提出

イ 有効期限の更新を申請しようとする人は、現に交付を受けている登録票の写しを添えて、有効期間が満了する日の2週間前までに市長に提出

(3) 認可等の要件

すでに登録鳥獣を飼養している場合は登録しない。（1世帯1羽までとする。）

2 標準処理時間

7日